

インテリジャパン株式会社(以下「インテリジャパン」という)は、お客様が、このIJCADソフトウェア使用許諾契約書(以下「本契約」という)に同意する場合に限り、IJCADソフトウェア(以下「本ソフトウェア」という)を使用する権利を下記条項に基づき許諾します。お客様は、本ソフトウェアの全部もしくは一部をインストールその他の方法で複製または使用することにより、本契約の成立に同意したものとみなされます。

1. 定義

本契約書における用語の意味は次の通りとします。

- (1) お客様とは、有償／無償を問わず、本ソフトウェアを取得し、利用する個人または法人を言います。
- (2) インストールとは、本ソフトウェアを利用するコンピュータまたは当該コンピュータがアクセス可能なサーバーのハードディスクその他の記録媒体上に本ソフトウェアを複製し、利用可能にすることを言います。
- (3) 本ソフトウェアとは、IJCADソフトウェアのコンピュータプログラムを言います。
- (4) 付随ドキュメントとは、本ソフトウェアのアクティベーションコード、取扱説明書、仕様書その他本ソフトウェアに関連する印刷形式または電子形式の資料を言います。
- (5) マテリアルとは、本ソフトウェアに関連して、本ソフトウェアとは別に供給されるフォント、プログラム、モジュール、コンポーネント、テンプレート、サンプル等を言います。

2. 著作権

- (1) 本ソフトウェアに関する全ての著作権は、インテリジャパン及び以下の法人/団体が保有し、インテリジャパンが管理しています。
Open Design Alliance/Microsoft Corporation/Spatial Corp. /Flexera Software Inc. /Suzhou Gstarsoft Co., Ltd. /SystemMetrix Co.,Ltd.
- (2) 本契約で許可されている場合を除いて、本ソフトウェア、付随ドキュメント、およびマテリアルを複製等することは著作権の侵害となり、インテリジャパンに対して損害賠償責任を負い、刑罰が科されることがあります。

3. 使用許諾

- (1) インテリジャパンはお客様に対して、本ソフトウェア、付随ドキュメント及びマテリアルについて、非独占的、譲渡不能、サブライセンス不能な使用権を許諾します。ただし、付随ドキュメントおよびマテリアルを、インテリジャパン及びオートデスク社製品以外の製品で利用することは許諾されません。本ソフトウェアを、仮想コンピュータ上で利用することはできません。また、本ソフトウェアをリモートアクセスにより利用することはできません。
- (2) 使用権の内容は次の通りといたします。
 - a) スタンドアロン版：
本ソフトウェアを、いずれか一台のコンピュータで使用することができます。
 - b) USBプロテクタ版：
複数の任意のコンピュータに本ソフトウェアをインストールし、USBプロテクタを装着して使用することができます。
 - c) ネットワークライセンス版：
ネットワークライセンス版を利用するには、別途メンテナンス・サブスクリプションの購入が必須となります。複数の任意のコンピュータに本ソフトウェアをインストール及びサーバーにライセンス管理プログラムをインストールすることで、購入されたライセンス数まで同時に本ソフトウェアを使用することができます。ただし、サーバーにインストールするライセンス管理プログラム毎にソフトウェア・サブスクリプションの購入が必要となります。購入されていない状況での本ソフトウェアの利用は許諾されません。
 - d) ソフトウェア・サブスクリプション版：
インターネット上に用意されたライセンス管理サーバーによる認証を受けた任意のコンピュータに本ソフト

ウェアをインストールして利用できます。

- (3) 本契約に基づく使用許諾は、本ソフトウェア、付随ドキュメントおよびマテリアルについて、著作権、特許権、商標権、営業秘密その他の知的財産の譲渡を意味するものではありません。

4. LT版の利用制限

本ソフトウェアのLT版では、カスタマイズプログラムをロードして利用することは許諾されません。

5. 体験版の利用制限

本ソフトウェアの体験版では、試用期間を超過している場合に、カスタマイズプログラムをロードして利用することは許諾されません。

6. 使用権の譲渡制限

お客様は、インテリジャパンの書面による承諾を得なければ、本ソフトウェアの使用権を第三者に対して譲渡、移転、または再使用権の設定を行うことはできません。本ソフトウェア、付随ドキュメントまたはマテリアルの内容の一部もしくは全部を第三者に譲渡または移転することはできません。

7. リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルの制限

お客様は、本ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルすることはできません。

8. レンタル/商用ホスティング等の禁止

お客様は、インテリジャパンの書面による事前の承認なしに、本ソフトウェアを第三者に対してレンタル、リースまたは貸与、本ソフトウェアを使用してホスティングサービスを提供することはできません。また、本ソフトウェアをインターネットサーバー等にインストールし、インターネットを介して配信または使用すること(Webホスティング、ASPその他の類似のサービスに接続して使用することも含む)は、できません。

9. 使用許諾期間

本契約の条件に従う限り、本ソフトウェア、付随ドキュメントおよびマテリアルの使用許諾期間は無期限とします(永久ライセンス)。ただし、ソフトウェア・サブスクリプション版の場合は、使用許諾期間は、ソフトウェア・サブスクリプションにおいて購入した期間内とします(サブスクリプション)。

10. 旧バージョンの利用

新規ライセンス及びバージョンアップ版を購入されたお客様は、本ソフトウェアをインストールすると、本ソフトウェアを使用するか否かに関わらず、当該インストールの日の翌日から起算して120日間、旧バージョンの利用が許諾されます。120日を経過した時点で本ソフトウェアの旧バージョンの使用権の許諾が解除されます。解除後に旧バージョンを使用することは使用許諾契約違反となります。

11. インテリジャパンの保証の範囲

- (1) インテリジャパンは、本契約の締結日から30日に限り、本ソフトウェアを格納するメディアに物理的な欠陥があった場合、当該メディアを無料交換いたします。また、本契約の締結日から6ヶ月以内に、通常に使用している状況で、USBプロテクタに不良が発生した場合、無償でUSBプロテクタを交換いたします。
- (2) インテリジャパンは、本ソフトウェアがお客様の特定の使用目的、性能、精度に合致し、また、いかなる場合でもその実行に誤りがないことを保証するものではありません。
- (3) インテリジャパンは、本ソフトウェアが付随ドキュメントに記載された通りに動作することを保証するものではありません。
- (4) インテリジャパンは、本ソフトウェアに万が一不具合その他の瑕疵が存在した場合でも、何らの補償もいたしません。

せん。

(5) インテリジャパンは、本ソフトウェアの利用により、万が一ハードウェア機器若しくはデータ等に支障が生じた場合でも、一切その責任を負いません。

(6) インテリジャパンの責任は、本条(1)項に規定された保証のみに限定されるものとし、本ソフトウェアを使用することにより生じたいかなる損害についてもその責を負いません。

12. 契約の解約

インテリジャパンは、お客様が本契約に定める事項に違反し催告後相当の期間を経過しても改善されないとき、またはお客様において本契約を継続しがたい重大な事由があるときは、お客様に対し、何等の事前の通知なしに直ちに本契約を解約できるものとします。

13. 契約終了時の措置

本契約が解約された場合またはその他の事由により本契約が終了した場合、お客様は本契約が終了した日より10日以内に本ソフトウェアをアンインストールし、本ソフトウェア、そのデータ、マテリアルを格納した媒体及び付随ドキュメント、並びにそれらの複製物を全て廃棄するものとします。

14. 一般条項

本契約のいずれかの条項又はその一部が法令により無効となった場合でも、その他の条項は、有効に存続するものとします。

15. 裁判管轄

本契約に関する訴は、名古屋地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とします。

インテリジャパン株式会社